

## 第 2 1 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 7 年 3 月 5 日（水）午後 1 時 3 0 分より、第 2 1 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

### 記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

第 3 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

#### （出席委員）

3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄	5 番 山崎 省吾	6 番 井内 英樹
7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友	9 番 辻 四一郎	1 0 番 吉田 利一
1 1 番 今村 正喜	1 2 番 小島 佳剛	1 3 番 清水 幹央	1 4 番 寺川 勝之

#### （欠席委員）

2 番 徳田 明子  
1 番 欠員

#### （農地利用最適化推進委員）

村田 昇造      中井 正樹      北村 嘉朗

#### （事務局）

澤田 局長      奥田 次長      清水（囑託）      村田（囑託）      岸本（囑託）

	( 午後 1 時 3 0 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会に徳田委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は在任委員 1 3 名の内、出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、会長よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 1 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、山崎委員、井内委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中西委員と寺川委員のお二人です。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、兄弟間での所有権移転で、譲渡人は遠方のため営農が困難であることから、隣接地に居住の譲受人に贈与されるものです。営農計画では、なす、キュウリ等の野菜を栽培される予定となっております。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る 2 月 2 5 日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の志津川 の利用状況につきましては、現状は何も作付けされて</p>

	<p>おらず、風よけのような形で、フェンス沿いに3 mから4 mの木が3本ほど植わっていました。隣接している譲受人の土地には、野菜が作付けされていました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、国道24号沿道地区の開発に伴い、仮設沈砂池設置のために令和6年10月11日付で許可された一時転用に係る事業計画の変更及び追加の許可申請となります。</p> <p>番号1については、許可済み部分の事業計画の変更、番号2については、工事用車両の仮設通路用地、番号3については、仮設沈砂池の拡張用地に係る一時転用の申請となります。</p> <p>本日配付させていただいた参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>国道24号東側のB1工区の転用事業に伴い、A工区内に1,000m<sup>3</sup>の仮設沈砂池を設置するために、令和6年7月5日の本委員会定例総会の審議を経て、同年10月11日付で京都府の一時転用許可が下りています。</p> <p>参考資料の2ページをお願いします。</p> <p>今回は仮設沈砂池の容量を3,000m<sup>3</sup>に拡張するための事業計画の変更並びに拡張用地及び工事用車両の仮設通路用地として必要となる部分の追加申請があったものです。</p> <p>参考資料の3ページをお願いします。</p> <p>上段が令和6年7月時点の当初計画の工程表、下段が今回の許可申請にあたり</p>

	<p>示された工程表となります。当初計画では、A工区の仮設沈砂池は、令和6年12月に設置し、令和6年度末、本年3月にB2工区内の仮設沈砂池が完成し、流域変更が行われるまでの間、つなぎとして機能させることになっていました。</p> <p>巨椋池土地改良区との協議では、つなぎの期間が濁水期に当たることからA工区内の仮設沈砂池の容量は1,000m<sup>3</sup>とすることで調整が整っていました。</p> <p>しかしながら、B2工区の転用については、令和6年12月5日の定例総会にて審議いただき、既に京都府に進達しておりますが、まだ開発手続きが整っておらず、着工できない状況となっております。</p> <p>工程表によるとB2工区の仮設沈砂池への切り替えは、出水期を経て本年12月頃の見通しとなることから、巨椋池土地改良区からA工区の仮設沈砂池の容量について、出水期を想定した3,000m<sup>3</sup>を確保するよう求められており、今回の申請に至ったものです。</p> <p>具体的には、隣接地に沈砂池の掘削範囲を広げるとともに、当初計画では深さ1mのところを40cm深掘りし、さらに周囲に1mの堰堤を築くことで3,000m<sup>3</sup>の容量を確保しようとするものです。また、作業効率を上げるため、北側の農道から工事車両が出入りできるよう、幅4mの鉄板敷きの仮設通路を設けるものです。</p> <p>なお、仮設通路は仮設沈砂池の設置後、しばらくは管理用通路として使用し、7月21日までに現状復旧、仮設沈砂池については、B工区内の仮設沈砂池への切り替え後、令和8年2月28日までに現状復旧する計画となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町 及び 、並びに番号3の安田町 の利用状況につきましては、不作付地で、1mほどの雑草が一面に生えていました。</p> <p>番号2の安田町 の利用状況につきましても、不作付地で、2mほどの葎が一面に生えていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>

小島委員	土砂の搬出が3,000m <sup>3</sup> あるとのことですが、全部終わったら土を入れて元に戻すのですか。
局長	今回、仮設沈砂池部分に掘った土に関しては、仮設沈砂池の周りに1m土手を作られますので、一部はそこで使われます。残りは場外搬出ということで処分されます。埋め戻しの土については、B2工区の土を使われる予定と聞いております。
小島委員	それぞれの一時転用期間が番号1及び3の仮設沈砂池は令和8年2月28日まで、番号2の仮設通路は7月21日までとなっておりますが、なぜ終了時期に差があるのでしょうか。
局長	仮設通路部分につきましては、B2工区に一部含まれておりますが、B2工区の転用許可を得るにあたって、一時転用部分を復旧しなければいけません。B2工区の工事が始まる前に復旧させる必要がありますので、期間が7月21日までとなっております。
小島委員	その後は通路を使わないということですか。
局長	今のところ、その通路は使わずに、埋め戻しの際は南側の農道を使用すると聞いております。
中林委員	送水も排水も同じ水路を通ると思いますが、支障はないのでしょうか。
局長	仮設沈砂池なので、雨が降った際に水路に入ってきた水を一旦ためて、水かさが減ればまた放流するというものになっております。
中林委員	まだ田んぼをされているところもありますが、大丈夫なんですか。
中西委員	あれだけ草が生えていたら大変でしょうね。確かに植えているところもありましたが、そのまま刈り取られていないところも多いです。刈り取られていたのは一番南の辺りだけだったと思います。
局長	現状の水路については機能が残っておりますので、営農に問題はないようにされています。

議 長	今やっている工事は三角地のための水路ですか。
局 長	そうです。
議 長	大方もう終わるのではないですか。
局 長	<p>元々、三角地の B 1 工区のほうに仮設沈砂池を作って工事が進められております。工事が完了する際にはきちんとした調整池を公園の下に埋め込んで、流量調整をされるんですが、その容量だけでは足りないので 1,000 m<sup>3</sup>分を A 工区の方に持ってくるということです。</p> <p>ただ、B 2 工区の工事が始まったら、更に大きな仮設沈砂池ができます。それができるまでのつなぎの期間として、当該地に仮設沈砂池が必要ということです。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>続きまして「第 3 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、番号 7 については、小島委員が関係者となりますので、番号 1 から 6 と番号 7 を分けて審議いたします。</p> <p>それでは、第 3 号議案の番号 1 から 6 について、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 3 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号 1 から 6 について、一括して 6 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 及び 2 につきましては、農地中間管理事業による新規の利用権の設定となります。</p> <p>番号 1 につきましては、期間は 5 年間、水稻の栽培を予定されています。昨年 11 月 21 日に開催された連絡調整会議にて、優先順位 1 位となった隣接地の耕</p>

<p>議 長</p> <p>寺川委員</p>	<p>作者とのマッチングが成立したものです。</p> <p>番号2につきましては、期間は10年間、野菜の栽培を予定されています。こちらにつきましては、現在、中間管理事業の利用権設定による賃貸借が行われていますが、本年3月19日に終期を迎えるにあたり、賃料の面で現在の借人から更新しない旨の意思表示がありました。</p> <p>このため、農林茶業課において、当該農地周辺を耕作されている借受希望登録者に意向確認を行ったところ、同様に賃料の面で希望者がなく、市外農家に対象を広げ、ようやく借人が見つかったものです。なお、連絡調整会議については、書面にて承認を得ておられます。</p> <p>続きまして、番号3から6につきましては、農地中間管理事業ではない利用権の更新となります。</p> <p>番号3につきましては、期間は令和8年5月31日までの1年間、引き続きハウスでイチゴを栽培される予定です。</p> <p>番号4及び5につきましては、同一の所有者となります。いずれも期間は令和12年3月31日までの5年間、野菜を栽培される予定です。</p> <p>番号6につきましては、期間は令和10年3月31日までの約3年間、ネギを栽培される予定です。</p> <p>いずれも農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の小倉町 の利用状況につきましては、耕運され、田としてきれいに管理されていました。</p> <p>番号2の槇島町 の利用状況につきましては、田で、水稻の刈り取り後きれいに管理されていました。</p> <p>番号3の白川 の利用状況につきましては、畑で、ハウスが2棟建てられており、適正に管理されていました。</p> <p>番号4の槇島町 の利用状況につきましては、耕運され、田としてきれいに管理されていました。</p> <p>番号5の槇島町 の利用状況につきましては、田で、水稻の刈り取り後</p>
------------------------	---

	<p>きれいに管理されていました。</p> <p>番号6の槇島町 及び の利用状況につきましては、作付けはされておりましたが、雑草もなくきれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1から6については、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、第3号議案の番号7の審議を行いますので、小島委員はご退室願います。</p> <p style="text-align: center;">= 小島委員、退室 =</p>
議 長	<p>それでは事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号7について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、農地中間管理事業ではない新規の利用権の設定で、期間は令和17年3月31日までの約10年間、現状と同じく茶を栽培される予定です。</p> <p>農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
寺川委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p>

	<p>番号7の白川 の利用状況につきましては、茶畑としてきれいに管理されてきました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号7は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>小島委員は入室願います。</p> <p style="text-align: center;">= 小島委員、入室 =</p>
議 長	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、はじめに「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、貸露天資材置場を整備するための転用で、進入路は北側の市道から民地を通ることになるため、地権者の同意書を確認しております。境界にはコンクリート構造物を設置し、地面は砕石敷きとなります。</p> <p>番号2につきましては、家族の住宅を建築するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、北側と南側に隣接する土地を含め、専用住宅3戸分と露天資材置場を整備するもので、隣接農地はありません。</p> <p>番号2及び3につきましては、鉄骨2階建ての店舗を建設するための転用で、敷地内に84台分の駐車場も整備される予定です。</p>

	<p>境界にはコンクリート擁壁を設置、雨水は北側水路へ排水されます。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>

(午後2時00分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_